

郵便軽貨物車111局で停止

不適切点呼 処分拡大へ 計2千局か

郵便物の配送などに軽貨物自動車を使う郵便局に国土交通省が監査を行い、運転手への点呼の実施が不適切だったとし

て、国交省は1日、全国の111局に軽貨物車の使用停止処分を通知した。処分は郵便局ごとで順次科され、関係者によ

ると最終的には、全国約3200局のうち約2千局になる見通しという。

▼2面Ⅱ配達また打撃 日本郵便はすでに一般貨物自動車運送事業の許可を取り消され、拠点間の輸送に使うトラックな

ど約2500台が使えない。軽バンなど軽貨物車は全国で約3万2千台保有し、トラック以上の配達的主力だが、停止は数千台になる見通しで、経営にさらなる影響が出ると思われる。

処分は貨物自動車運送

事業法違反の認定に基づ

く。国交省によると、処

分対象の郵便局は、運転

手の健康状態などを調べ

る法定の点呼をしていな

かったり、点呼をしてい

ないのに実施したように

記録を改ざんしたりして

いた。処分は8日から

で、対象の111局は計

188台が、15～160

日ずつ使えなくなる。対

象局は車検証とナンバー

プレートの返納手続きを

とる。

日本郵便の小池信也社

長は1日に記者会見を開

き、謝罪した。同業他社

への委託や、処分対象外

の軽貨物車を活用するこ

とで「これまでと同様に

郵便やゆうパックのサー

ビスを提供する」と話し

た。

(増山祐史)



国土交通省から行政処分を受け、記者会見で謝罪する日本郵便の小池信也社長＝1日午後、東京都千代田区、友永翔大撮影